

一般競争入札説明書

令和 8 年度沖縄県震度情報ネットワークシステム高度化業務一般競争入札については、関係法令及び沖縄県財務規則に定めるほか、この入札説明書によるものとする。入札に参加する者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

沖縄県知事 玉城 康裕

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和 8 年度沖縄県震度情報ネットワークシステム高度化業務
- (2) 仕 様 書 別添のとおり
- (3) 履行の期間 令和 8 年 9 月 30 日～令和 9 年 3 月 12 日
- (4) 履行の場所 沖縄県内

2 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和 8 年 9 月 29 日（火） 午前 10 時
- (2) 場所 沖縄県那覇市泉崎一丁目 2－2
沖縄県消防防災対策課 危機管理センター

3 入札参加資格要件

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 情報処理サーバーの更新、改修又は保守に関し、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行していること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 県税（事業税及び県民税）に関し滞納がない者であること。
- (5) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 条）第 6 条に基づき、以下のいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2

条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力 団員」という。）であると認められるとき。

- ② 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 入札参加資格等の確認等

本件に係る入札に参加を希望する者は、入札参加資格等を確認するために、次の書類を期限までに提出することとする。

(1) 資格に関する文書を入手するための手段

沖縄県のホームページ（公募・入札発注情報のページ）からダウンロードすること。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格登録申請書（第1号様式）

イ 法人にあっては、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

ウ 財務諸表（直近の決算報告書：貸借対照表、損益計算書等）

エ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類（納税証明書写し可）

オ 誓約書

カ 情報処理サーバーの更新、改修又は保守に関し、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行していることを証する書類

(3) 提出期限

令和8年9月18日（金） 午後5時必着

（直接持参又は郵便（簡易書留に限る）による提出も可。）

(4) 提出場所

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎一丁目2-2 沖縄県消防防災対策課

(5) 審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、郵便等により通知する。

5 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第 100 条に基づき、見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を入札保証金説明書（別添）に記載された日時及び場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書（写し）を提出する場合
- (2) 国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札

- (1) 入札者は、上記 4(2)に定める書類を提出した上で、入札書（第 4 号様式）を提出しなければならない。
- (2) 入札書は郵送による場合を除き、2(1)の日時に 2(2)の場所へ直接持参すること。電報及び電送による入札は認めない。
- (3) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和 8 年 9 月 28 日（月） 午後 5 時必着
 - イ 方法 簡易書留郵便又は持参により沖縄県消防防災対策課へ提出すること。
- (4) 代理人が入札する場合は、必ず委任状（別紙様式）を提出すること。
- (5) 入札書は、別添仕様書に基づき見積るものとする。
- (6) 開札に立ち会う者は、入札参加資格があることが確認された者又はその代理人とする。
- (7) 入札者は、入札書を一旦提出した後は開札の前後と問わず当該入札書の書換、引換え、又は取消しをすることはできない。

7 入札書に記載する金額

入札金額については、本業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするもので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

8 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得した日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

9 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、業務名及び業務を実施する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 代理人が行う委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印鑑では訂正できない。
- (4) 入札を希望しない場合には参加しないことができるので、入札辞退届を郵送または持参により提出すること。

10 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 電話番号

11 入札の無効

次に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

12 入札及び契約の手続において使用する言語並びに通貨 日本語及び日本国通貨

13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした

者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む。）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行うことがある。

14 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書（写し）を提出する場合
- (2) 国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

15 契約締結の期限

落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければならない。

16 その他

- (1) 最低制限価格は設定しない。
- (2) 入札説明会は実施しない。
- (3) 入札説明書及び仕様書に対する質問は、下記により行うこととする。
 - ア 提出期間 令和8年9月11日（金）～同年9月16日（水）午後5時まで
（午前9時から午後5時まで。土日祝祭日を除く。）
 - イ 提出方法 FAX またはメール
 - ウ 提出先 沖縄県消防防災対策課
FAX 番号：098（866）3204 メール：miyamsy@pref.okinawa.lg.jp

17 入札事務に関する問い合わせ先

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2-2

沖縄県消防防災対策課

TEL 番号：098（866）2143 FAX 番号：098（866）3204

（午前9時から午後5時まで、土日祝祭日を除く。）

メール：miyamsy@pref.okinawa.lg.jp

1 入札保証金の額

- (1) 入札保証金の額は、見積もる契約金額の 100 分の 5 以上とします。入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。
- (2) 入札日まで、入札保証金免除に該当することを証する書類の提出又は納入済みであることを証する書類を提示しなければなりません。
- (3) 見積もる契約金額は、消費税を含む金額です。

2 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除します。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書（原本）を入札日当日までに提出した場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したと証明する書類を提出する場合

3 現金で納付する場合

(1) 納付方法

- ① 希望者は現金で納付する旨を令和 8 年 9 月 24 日（木）午前 12 時までに 5 の担当者まで必ず連絡してください。
- ② 別紙「入札保証金納付書発行依頼書」に必要事項を記入し、沖縄県消防防災対策課へ提出。（提出〆切は現金納付希望者に連絡いたします。）
- ③ 「入札保証金納付書発行依頼書」に基づいて納付書を発行するので、下記納付場所において納付してください。
- ④ 入札保証金の納付を確認するため、令和 8 年 9 月 28 日（月）12 時までに領収書を沖縄県消防防災対策課に提示ください。

(2) 納付場所

納付書に記載された金融機関

4 入札保証金の還付

- (1) 入札保証金は、入札終了後に「入札保証金還付請求書」を提出いただき、記載された口座に還付します。ただし、落札者の入札保証金は納付すべき契約保証金の全部又は一部に充当します。
- (2) 地方自治法第 234 条第 4 項に該当する場合は、入札保証金は県に帰属することになります。

5 その他

上記の各種手続きに関する受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで（土日祝祭日を除く。）とします。

連絡先：沖縄県消防防災対策課 防災班 宮城 TEL 098 (866) 2143